

■事業所別労働者派遣の実績およびマージン率■

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第 23 条第 5 項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

◆新宿支店：東京都新宿区西新宿 7-1-10 守矢ビル 6 階

派遣労働者の数	190 名
派遣先の数	204 社
労働者派遣に関する料金額	13,227 円
派遣労働者の賃金額	10,749 円
マージン率	18.8%
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。業務内容に応じて、パソコン基礎訓練、パソコン機能維持向上訓練、テレマーケティング実務基礎訓練等を実施しています。その他、ご希望の方には無料もしくは特別料金で各種講座を受講できます。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。また、対象となる方には、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度もご利用可能です。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2020 年 7 月 1 日～2021 年 6 月 30 日
上記労使協定の対象となる労働者 の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談 窓口連絡先	管理本部 03-6279-4923

マージン率の内訳について

契約料金の中で最も多くの比率を占めるのが派遣スタッフの皆さまの賃金となります。その次が、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険など各種社会保険料の会社負担分の費用となります。また、派遣スタッフの皆さまが取得される有給休暇についての費用も雇用主負担となります。その他、会社運営費として、研修、教育費用、営業担当者やコーディネータ等の人件費、オフィス賃貸料、募集広告費などの事業運営費用が発生いたします。これらすべてを差し引いた残り約 2%程度が会社の営業利益となります。

■事業所別労働者派遣の実績およびマージン率■

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第 23 条第 5 項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

◆仙台支店：宮城県仙台市青葉区本町 2-10-23 仙台いちょう坂ハルヤマビル 4 階

派遣労働者の数	34 名
派遣先の数	33 社
労働者派遣に関する料金額	11,065 円
派遣労働者の賃金額	8,247 円
マージン率	25.4%
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。業務内容に応じて、パソコン基礎訓練、パソコン機能維持向上訓練、テレマーケティング実務基礎訓練等を実施しています。その他、ご希望の方には無料もしくは特別料金で各種講座を受講できます。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。また、対象となる方には、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度もご利用可能です。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2020 年 7 月 1 日～2021 年 6 月 30 日
上記労使協定の対象となる労働者 の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談 窓口連絡先	管理本部 03-6279-4923

マージン率の内訳について

契約料金の中で最も多くの比率を占めるのが派遣スタッフの皆さまの賃金となります。その次が、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険など各種社会保険料の会社負担分の費用となります。また、派遣スタッフの皆さまが取得される有給休暇についての費用も雇用主負担となります。その他、会社運営費として、研修、教育費用、営業担当者やコーディネータ等の人件費、オフィス賃貸料、募集広告費などの事業運営費用が発生いたします。これらすべてを差し引いた残り約 2%程度が会社の営業利益となります。

■事業所別労働者派遣の実績およびマージン率■

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第 23 条第 5 項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

◆池袋支店：東京都豊島区南池袋 3-13-8 ホウエイビル 8 階

派遣労働者の数	92 名
派遣先の数	174 社
労働者派遣に関する料金額	12,850 円
派遣労働者の賃金額	10,095 円
マージン率	21.4%
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。業務内容に応じて、パソコン基礎訓練、パソコン機能維持向上訓練、テレマーケティング実務基礎訓練等を実施しています。その他、ご希望の方には無料もしくは特別料金で各種講座を受講できます。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。また、対象となる方には、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度もご利用可能です。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2020 年 7 月 1 日～2021 年 6 月 30 日
上記労使協定の対象となる労働者 の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談 窓口連絡先	管理本部 03-6279-4923

マージン率の内訳について

契約料金の中で最も多くの比率を占めるのが派遣スタッフの皆さまの賃金となります。その次が、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険など各種社会保険料の会社負担分の費用となります。また、派遣スタッフの皆さまが取得される有給休暇についての費用も雇用主負担となります。その他、会社運営費として、研修、教育費用、営業担当者やコーディネータ等の人件費、オフィス賃貸料、募集広告費などの事業運営費用が発生いたします。これらすべてを差し引いた残り約 2%程度が会社の営業利益となります。

■事業所別労働者派遣の実績およびマージン率■

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第 23 条第 5 項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

◆蒲田支店：東京都大田区西蒲田 7-44-5 カマタ IT ビル 7 階

派遣労働者の数	148 名
派遣先の数	111 社
労働者派遣に関する料金額	13,877 円
派遣労働者の賃金額	10,785 円
マージン率	22.2%
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。業務内容に応じて、パソコン基礎訓練、パソコン機能維持向上訓練、テレマーケティング実務基礎訓練等を実施しています。その他、ご希望の方には無料もしくは特別料金で各種講座を受講できます。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。また、対象となる方には、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度もご利用可能です。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2020 年 7 月 1 日～2021 年 6 月 30 日
上記労使協定の対象となる労働者 の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談 窓口連絡先	管理本部 03-6279-4923

マージン率の内訳について

契約料金の中で最も多くの比率を占めるのが派遣スタッフの皆さまの賃金となります。その次が、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険など各種社会保険料の会社負担分の費用となります。また、派遣スタッフの皆さまが取得される有給休暇についての費用も雇用主負担となります。その他、会社運営費として、研修、教育費用、営業担当者やコーディネータ等の人件費、オフィス賃貸料、募集広告費などの事業運営費用が発生いたします。これらすべてを差し引いた残り約 2%程度が会社の営業利益となります。

■事業所別労働者派遣の実績およびマージン率■

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第 23 条第 5 項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

◆横浜支店：神奈川県横浜市西区北幸 2-4-10 大明ビル 3 階

派遣労働者の数	79 名
派遣先の数	149 社
労働者派遣に関する料金額	13,194 円
派遣労働者の賃金額	9,968 円
マージン率	24.4%
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。業務内容に応じて、パソコン基礎訓練、パソコン機能維持向上訓練、テレマーケティング実務基礎訓練等を実施しています。その他、ご希望の方には無料もしくは特別料金で各種講座を受講できます。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。また、対象となる方には、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度もご利用可能です。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2020 年 7 月 1 日～2021 年 6 月 30 日
上記労使協定の対象となる労働者 の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談 窓口連絡先	管理本部 03-6279-4923

マージン率の内訳について

契約料金の中で最も多くの比率を占めるのが派遣スタッフの皆さまの賃金となります。その次が、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険など各種社会保険料の会社負担分の費用となります。また、派遣スタッフの皆さまが取得される有給休暇についての費用も雇用主負担となります。その他、会社運営費として、研修、教育費用、営業担当者やコーディネータ等の人件費、オフィス賃貸料、募集広告費などの事業運営費用が発生いたします。これらすべてを差し引いた残り約 2%程度が会社の営業利益となります。

■事業所別労働者派遣の実績およびマージン率■

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第 23 条第 5 項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

◆船橋支店：千葉県船橋市本町 7-5-4 ユニマツト船橋駅前ビル 6 階

派遣労働者の数	192 名
派遣先の数	146 社
労働者派遣に関する料金額	12,960 円
派遣労働者の賃金額	9,610 円
マージン率	25.8%
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。業務内容に応じて、パソコン基礎訓練、パソコン機能維持向上訓練、テレマーケティング実務基礎訓練等を実施しています。その他、ご希望の方には無料もしくは特別料金で各種講座を受講できます。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。また、対象となる方には、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度もご利用可能です。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2020 年 7 月 1 日～2021 年 6 月 30 日
上記労使協定の対象となる労働者 の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談 窓口連絡先	管理本部 03-6279-4923

マージン率の内訳について

契約料金の中で最も多くの比率を占めるのが派遣スタッフの皆さまの賃金となります。その次が、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険など各種社会保険料の会社負担分の費用となります。また、派遣スタッフの皆さまが取得される有給休暇についての費用も雇用主負担となります。その他、会社運営費として、研修、教育費用、営業担当者やコーディネータ等の人件費、オフィス賃貸料、募集広告費などの事業運営費用が発生いたします。これらすべてを差し引いた残り約 2%程度が会社の営業利益となります。

■事業所別労働者派遣の実績およびマージン率■

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第 23 条第 5 項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

◆さいたま支店：埼玉県さいたま市大宮区桜木町 2-362 シンメイ桜木ビル 3 階

派遣労働者の数	106 名
派遣先の数	85 社
労働者派遣に関する料金額	13,383 円
派遣労働者の賃金額	10,188 円
マージン率	23.8%
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。業務内容に応じて、パソコン基礎訓練、パソコン機能維持向上訓練、テレマーケティング実務基礎訓練等を実施しています。その他、ご希望の方には無料もしくは特別料金で各種講座を受講できます。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。また、対象となる方には、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度もご利用可能です。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2020 年 7 月 1 日～2021 年 6 月 30 日
上記労使協定の対象となる労働者 の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談 窓口連絡先	管理本部 03-6279-4923

マージン率の内訳について

契約料金の中で最も多くの比率を占めるのが派遣スタッフの皆さまの賃金となります。その次が、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険など各種社会保険料の会社負担分の費用となります。また、派遣スタッフの皆さまが取得される有給休暇についての費用も雇用主負担となります。その他、会社運営費として、研修、教育費用、営業担当者やコーディネータ等の人件費、オフィス賃貸料、募集広告費などの事業運営費用が発生いたします。これらすべてを差し引いた残り約 2%程度が会社の営業利益となります。

■事業所別労働者派遣の実績およびマージン率■

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第 23 条第 5 項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

◆大阪支店：大阪府大阪市北区堂島 2-3-5 大阪堂島ビル 1 階

派遣労働者の数	3 名
派遣先の数	11 社
労働者派遣に関する料金額	11,051 円
派遣労働者の賃金額	8,402 円
マージン率	23.9%
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、個人情報保護法基礎研修を実施しています。業務内容に応じて、パソコン基礎訓練、パソコン機能維持向上訓練、テレマーケティング実務基礎訓練等を実施しています。その他、ご希望の方には無料もしくは特別料金で各種講座を受講できます。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。また、対象となる方には、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度もご利用可能です。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の 労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2020 年 7 月 1 日～2021 年 6 月 30 日
上記労使協定の対象となる労働者 の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談 窓口連絡先	管理本部 03-6279-4923

マージン率の内訳について

契約料金の中で最も多くの比率を占めるのが派遣スタッフの皆さまの賃金となります。その次が、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険など各種社会保険料の会社負担分の費用となります。また、派遣スタッフの皆さまが取得される有給休暇についての費用も雇用主負担となります。その他、会社運営費として、研修、教育費用、営業担当者やコーディネータ等の人件費、オフィス賃貸料、募集広告費などの事業運営費用が発生いたします。これらすべてを差し引いた残り約 2%程度が会社の営業利益となります。